

自転車交通安全情報

藤枝警察署
交通課

自転車に
乗る
皆さんに

自転車安全利用五則を守りましょう！

1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



原則として車道の左側を通行しましょう。
歩道は歩行者が優先です。
すぐに停止できる速度で通行しましょう。

2

交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認



自転車も信号を守りましょう。
一時停止標識のある場所では、必ず止まって左右の
安全確認をしましょう。

3

夜間はライトを点灯



夜間は、進路前方の安全を確認するため、また他の
車や歩行者に通行していることを知らせるため、必
ずライトを点灯しましょう。

4

飲酒運転は禁止



自転車は、車両です。
お酒を飲んで運転することは禁止されています。

5

ヘルメットを着用

事故による被害を軽減させるため、自転車に乗車する場合は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めましょう。

自転車事故死者の致命傷は
頭部が約7割！



頭部を守るため、「ヘルメット」をかぶりま
しょう。転倒した場合などに、頭部への衝
撃を軽減する大きな効果があります。

ヘルメットを着用しないと
致死率が約3倍に！



自転車乗車中に事故に遭った場合、ヘル
メットを着用しない場合は、着用した場合
と比べて致死率が3倍高くなっています。

自転車乗車用ヘルメットの
着用が努力義務化



令和5年4月1日から改正道路交通法の施
行により、全ての自転車利用者に対してヘ
ルメットの着用が努力義務化されます。

自転車で危険行為を繰り返すと自転車運転者講習制度の対象となります。

☆自転車運転者講習制度とは？

- 14歳以上の自転車利用者が加害者となる事故防止を図るための制度です。
- 過去3年以内に2回以上「危険行為」を繰り返すと、公安委員会から安全講習の受講を命ぜられます。(平成27年6月施行)

【講習時間・手数料：3時間・6,000円】

【受講命令に従わなかった場合：5万円以下の罰金】

【危険行為：信号無視、指定場所一時不停止、妨害運転 等 15項目】

